

2025年度  
大林道路九州支店安全大会

スローガン

1人アタックの徹底で事故撲滅！



2025年 6月26日(木)

大林道路株式会社九州支店  
大林道路(株)九州安全衛生協力会

2025年5月吉日

役 職 員 各 位  
協 力 会 社 各 位

大 林 道 路 株 式 会 社  
中 央 安 全 衛 生 総 括 責 任 者  
取 締 役 専 務 執 行 役 員  
宮 原 道 浩

～ 2025年度 全国安全週間に向けて ～

今年度の全国安全週間は、自主的な安全管理活動の推進による安全意識の高揚と安全活動の定着を目的として、【多様な仲間と築く安全 未来の職場】をスローガンに、6月を準備期間、7月1日から7日までを本週間として展開されます。

昨年度、当社の安全成績は、事故・災害発生総件数58件と、抑制目標である56件以下を達成できませんでした。

事故内容を見ますと、労働災害では被災者自身の危険行動、リスクアセスメントの検討不足および予定外作業でのKY活動未実施などの原因が大半でした。公衆災害では、油圧ショベルと架空物の接触が多発しました。原因は、現地確認不足、作業手順書検討不足、作業者の理解不足などが挙げられます。

役職員、協力会社事業主及び作業員の皆さんが、自分の職場でも事故は起こりうるという当事者意識を強く持ち、リスクの先取り管理を実行して下さい。

そして1人ATKYシステム、事故防止のための15の対策、KYイラストシート等のアプリを活用して安心安全な職場を構築して下さい。

また、昨年度は6月に2件の熱中症が発生しています。各支店で策定した熱中症対策計画を遵守し、万全な予防対策をお願いします。

今年度は、社長から

『安全に一切妥協せず、一人ひとりが自ら行動できる安全文化を変革する。』という安全指示が発信されています。

今年度の抑制目標「53件以下」の達成に向け、安全衛生対策要項を十分理解し、一人ひとりが安全性を最優先する価値観を共有すると共に、妥協することなくリスクを除去・低減し安全確保の実践に努めてください。

最後に各事業場においては、全国安全週間の実施要領を確実に実施するとともに、安全衛生対策要項の具体的施策の実行により労働安全衛生マネジメントシステムを展開し、安全衛生水準の向上に取り組むようお願いします。

以 上

# 2025年度 全国安全週間

## < 実施要領 >

スローガン

『 多様な仲間と

築く安全

未来の職場 』

### 1. 実施期間

準備期間 2025年6月1日(日)～6月30日(月)

本週間 2025年7月1日(火)～7月7日(月)

### 2. 準備期間及び本週間中の実施事項

#### (1) 安全意識の高揚

- ・ 安全大会での中央安全衛生総括責任者からのメッセージ伝達及び協力会社の皆さんを含めた関係者全員の認識統一。
- ・ 本支店合同等の安全パトロールによる現場、工場の総点検実施。
- ・ 安全関係資料の配布周知による、自律的安全活動の推進。

#### (2) 事故防止重点運動の展開(重点運動実施要領書)

- ・ 現場巡視強化運動『現場で・現物を・現認する』
  1. 現場、工場担当者は、危険度(リスクアセスメント)の高い作業では必ず監督業務を行い、その他の作業では全体的な巡視を行う。
  2. 営業所、混合所の管理者は、安全衛生対策要項の7つの重点事項で危険度の高い作業がある現場、工場を定期的に巡視、指導する。
  3. 本店、支店の役職者は、本支店合同パトロールで現場巡視運動の実施状況を確認し、巡視指導による危険度の低減状況を把握する。
- ・ 安全ルール運動
  1. 営業所、混合所の所長は、営業所、混合所の安全ルールを定めコミットメントし巡視時に現場管理チェック等にて有効性を確認する。
  2. 本支店のパトロール者は、パトロール時に営業所、混合所の安全ルールの遵守状況と有効性を確認、指導する。
- ・ 声かけ運動
  1. 現場、工場担当者は、朝礼時の危険予知活動時に当日の作業に合わせた声かけのコールを決め ○○○ヨイカ! ○○○ヨシ!で危険予知活動を締める。
  2. 現場、工場担当者は、全体的な巡視時に協力会社のメンバーに注意喚起

の声をかけ危険感受性の向上を図る。

3. 本支店のパトロール者は、現場、工場で働く人々へ労いを込めた声をかけ、危険に対する注意も促す。

#### (3) 建設機械および揚重作業による事故予防対策の実施

- ・ 重機作業範囲に立入らせないように明確に表示し、手元作業員と重機の離隔表示を徹底する。また、監視、誘導員を配置し2重の安全対策を行う。(管理的対策)
- ・ 人、物に対して接触防止装置や稼働範囲制御装置付バックホウ等を積極的に導入する。(工学的対策) また、監視、誘導員を配置し2重の安全対策を行う。(管理的対策)
- ・ 搬入車両、外部委託業者(ユニック車等外注業者)に対して予想されているリスクを指摘し、危険予知の徹底を行う。(管理的対策)

#### (4) 不安全行動・不安全状態による事故予防対策の実施(事故原因の9割を占める)

- ・ 作業場に合った作業計画を見直し、リスクアセスメントの二つの視点(大きさと可能性の低減)を取り入れた作業手順書を周知し、重篤度、頻度を低減させる手順になっているかを確認し、残留リスクを明確にする。(本質的対策)
- ・ 法令で定められた作業主任者を適切に配置し、職務の取組を確認する。
- ・ 切断・破砕作業の工具使用時に保護具(防災面、マスク、プロテクター、切創防止手袋等)を着用して、無理のない姿勢で作業を行うこと。(個人用保護具使用対策)
- ・ 掘削作業において安全勾配 60° 以下の確保および先行土留工法を実施し確実な安全を確保する。(掘削深 1.5m 以上は土留実施)(工学的対策)
- ・ 作業場内の整理整頓の励行及び積極的な声掛け実施により、転倒事故等の予防を図る。(管理的対策)

#### (5) 挟まれ・巻き込まれによる事故予防対策の実施

- ・ 工場の修理作業等非定常業務を含めた作業手順を見直し、その手順の残留リスクの確認を行う。(本質的対策)
- ・ スポット入場車両を含めた工場内通行ルール<sup>の遵守状況を確認する。</sup>
- ・ ベルトコンベアー・モルタルミキサー等における回転部の停止状態での点検整備ルールの周知度確認及び緊急停止装置の有効性を確認する。(管理的対策)

#### (6) 墜落・転落による事故予防対策の実施

- ・ 墜落制止用器具が適切に使用されているかを確認する(高低差 5 m を超える場合はフルハーネス型を使用)。(個人用保護具使用対策)
- ・ 高所作業車の設置時・使用時の点検状況を確認する。(工学的対策)
- ・ 脚立・可搬式作業台等の使用に関する安全ルールの周知状況を確認する。(特に生コン打設等の簡易足場、作業台について) (工学的対策)
- ・ 通路の手摺り・幅木の設置状況を確認する。(工学的対策)

- ・ 大型車両・大型建設機械への昇降時注意事項の周知状況の確認を行う。(管理的対策)
- ・ 60 cm以上の段差等に対する昇降設備の設置状況を確認する。(工学的対策)

#### (7) 繰り返し型の公衆災害予防対策の実施

- ・ 施工中の道路使用許可条件厳守及び工事規制等で第三者に対する配慮が出来ているか確認する。(管理的対策)
- ・ 道路解放時の状況確認(第三者・一般車両の安全確保)の実施状況を確認する。
- ・ 稼働範囲制御装置付バックホウ及びアーム角度制限センサーを活用し、架空線等見える物への損傷防止対策を確認する。(工学的対策)
- ・ 試掘手順の順守状況の確認、占有者の立会及び現地マーキングの実施状況の確認を行う。(管理的対策)

#### (8) 不注意による交通事故予防対策の実施

- ・ 安全運転支援システム及びドライブレコーダーの使用状況の確認を行う。
- ・ 「安全運転宣言車」・「安全運転 基本ルール」・「交差点指差呼称」・「追突注意」・「後ろ向き駐車」のシールを貼付し、注意喚起させる。
- ・ テレマティクスサービスのデータを活用し、会議等で安全運転管理者による安全運転教育を実施する。(管理的対策)
- ・ アルコールチェッカーを含めたあさレポの運用を徹底する。(管理的対策)

#### (9) 職業性疾病の予防と健康維持の実施

- ・ 熱中症予防管理者を選任し、熱中症に対する教育を実施する。
- ・ W B G T値(熱さ指数)及び作業員の健康状態の把握に努め、重篤な熱中症を発生させない取組を計画し、周知する。(熱中症予防対策要綱の活用)
- ・ 空調服等の熱中症対策用品の使用により、熱中症予防対策を推進する。
- ・ メンタルヘルス対策(労働者の心の健康状態に気を配り)を確認する。
- ・ 化学物質管理者、保護具着用管理責任者の選任及び化学物質に対するリスクアセスメントの実施(S D Sの利用)と作業手順書への明記及び周知状況を確認する。
- ・ マスク等の使用保護具に関しては、要求防護係数を把握しそれを上回る指定防護係数のマスク等を使用する。

### 3. 本週間中の実施事項

#### (1) 安全意識の高揚

店社または事業場単位での安全衛大会の開催。

#### (2) 本支店合同パトロールの実施

本支店経営トップ等による作業場の安全衛生パトロールの実施。

#### (3) 安全教育・訓練の実施

各事業場の特性に応じた事故・緊急事態を想定した実地訓練等の実施。

以上

#### 4. 昨年の日本国内労働災害発生状況

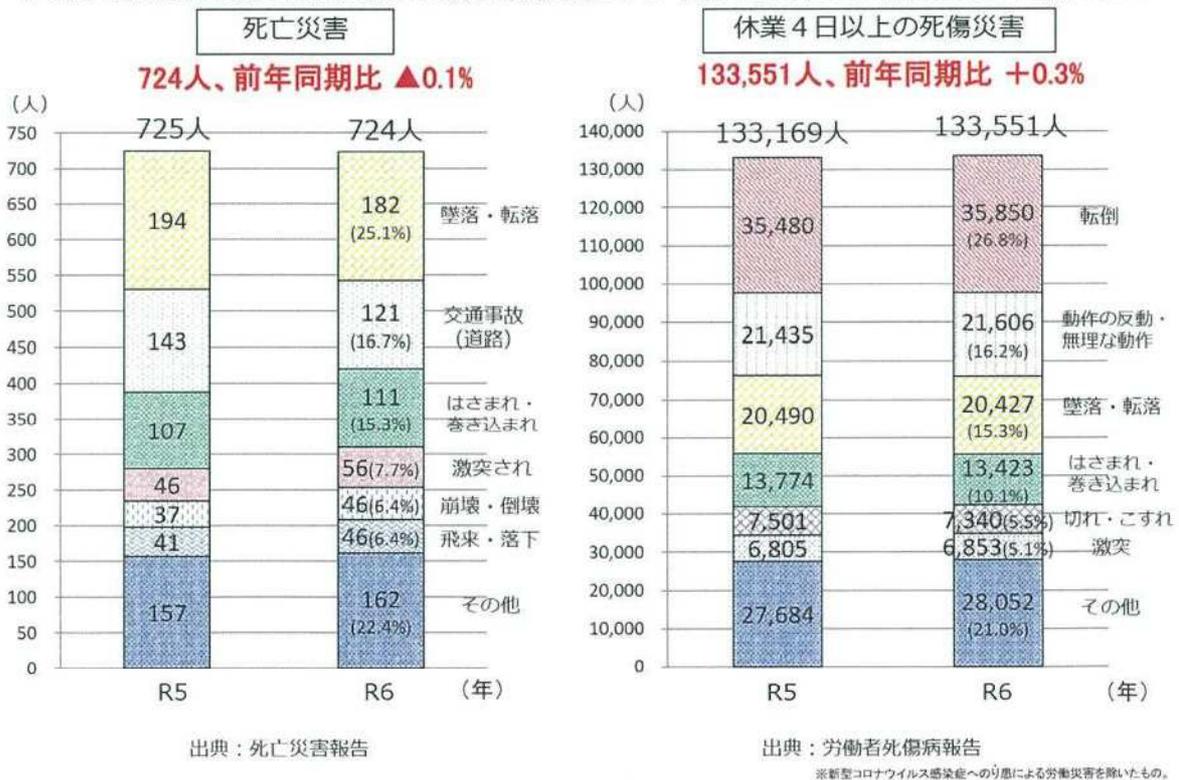
### 令和6年労働災害発生状況（令和7年3月速報値・業種別）

※ 令和6年1月1日から令和6年12月31日までに発生した労働災害について、令和7年3月7日までに報告があったものを集計したもの



### 令和6年労働災害発生状況（令和7年3月速報値・事故の型別）

※ 令和6年1月1日から令和6年12月31日までに発生した労働災害について、令和7年3月7日までに報告があったものを集計したもの



# 2025年度 熱中症対策要項



スローガン

1人アタックの徹底で熱中症撲滅！

OBAYASHI ROAD

大林道路株式会社

【スローガン】 1人アタックの徹底で熱中症撲滅！

## 1. 安全衛生方針

- ① 熱中症に対する作業環境改善を関係者全員で取り組む。
- ② 熱中症予防に関する安全衛生教育の向上を図る。
- ③ 熱中症防止に関する組織的な管理体制を確立する。

## 2. 災害抑制目標

重篤な熱中症による災害ゼロ

## 3. 期間

2025年5月1日 ～ 2025年9月30日

## 4. 熱中症予防のための実施事項

### (1) WBGT 値の把握の準備

- ・ JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計を準備し点検する。この規格に適合しない測定器は正常に測定されない場合があるため使用しない。
- ・ 環境省、気象庁が発表する熱中症警戒アラートも早期把握に役立つため情報の把握に努める。
- ・ 測定値は関係労働者に周知する。

### (2) 作業計画の策定等に関して

- ・ 夏季の暑熱環境下における作業に対する計画を策定する。計画には新規入場者、休み明け作業員等に対する暑熱順化行程と WBGT 値に応じた休息時間の確保を考慮する。  
また、別表 1 にあるように WBGT 値が基準を大幅に超えた場合は、直ちに作業を中止し緊急事態に対する対応策も準備訓練しておく。
- ・ 現場、工場においては、単独作業は避け、常にグループ長が把握している状態を維持する。

### (3) 設備的対策の検討と準備

- ・ ウェアラブルデバイス(深部体温測定腕時計型熱中症対策センサー)の元請・大林組全現場における作業員への配布と適正管理の実施を行う。(大林組以外の下請け現場は元方事業者に支給願う) ※1 製品資料
- ・ 作業場においては、簡易的な屋根の設置、通風又は簡易冷房設備を設置準備し、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。但しミストシャワーに関しては湿度の上昇と足元が濡れて滑りやすくなるようなことの無いように留意する。

### (4) 休憩場の確保の検討

- ・ 作業場の近くには、冷房設備を備えた休憩所を準備し、適時体温等の低下と給水を確保する。但し、著しく冷たい飲料物を摂取すると体調不良を起こす恐れがあるため、飲料水の摂取に関しては十分に注意させる。

- ミネラルを補給する。飲料物は水分だけでなくスポーツドリンク等ミネラルを適量補給できる物を準備する。
- アスファルト舗設作業等では、作業強度を下たり空調服等の衣服の採用が困難な作業においては、作業開始前に深部体温を下げ、体温の上昇を抑えるプレクーリングを行うことも検討する必要がある。

(5) 服装等の注意

- 炎天下の作業においては、熱を吸収しやすい色や保熱しやすい素材や服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備させる。
- 身体を冷却できる機能をもつ服の着用を検討する。
- 直射日光下等における作業の場合は、ヘルメット等に装着する庇を準備する。
- 下着に関しては吸水性が良く、その汗等により冷却する素材等の着用を推奨する。

(6) 熱中症予防に関する教育研修の実施

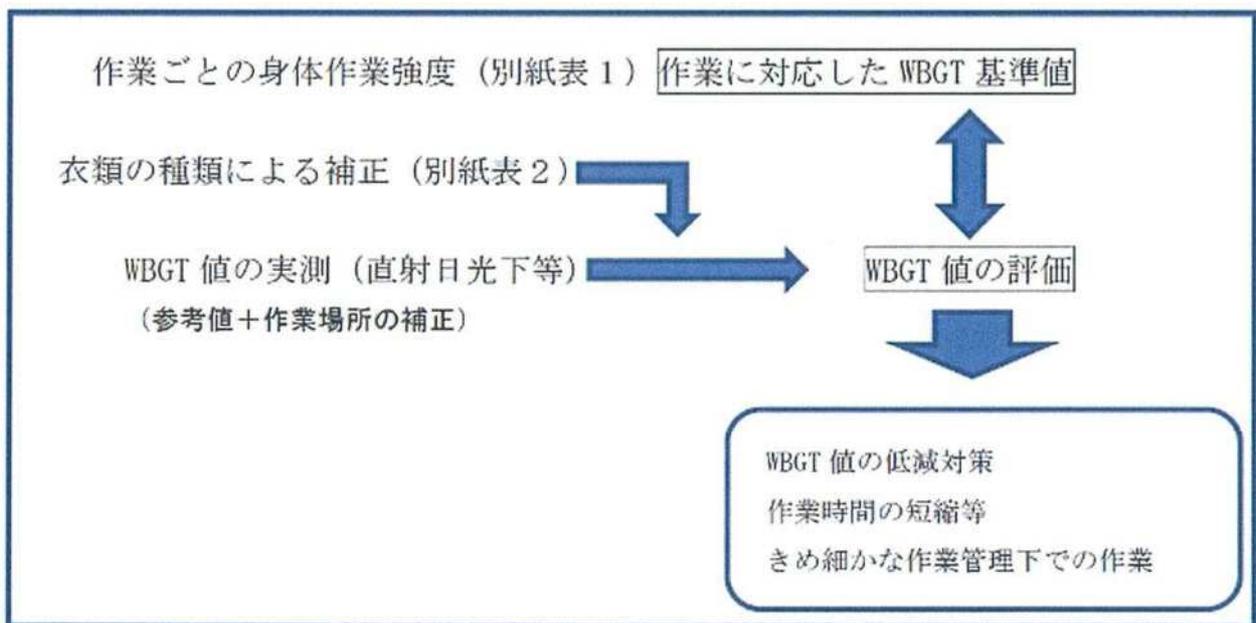
- 営業所、混合所ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症に対する予防策を推進する。
- 安全衛生協議会及び入場者教育において熱中症に対する予防措置及び緊急時の対応について周知する。

(7) 健康状態の確認

- 熱中症に関しては、個人差が大きく影響し繰り返す特性があるので、入場時には熱中症に対するヒアリングを必ず行う。
- 熱中症の発症に影響を及ぼす恐れのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。
  - ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤広範囲の皮膚疾患 ⑥感冒等 ⑦下痢等

(8) 熱中症発生時の対応

- 吐き気、息苦しさ、めまい等の気分の悪い状態が発生した場合は、**熱中症を疑い直ちに病院等への搬送を行い(安品環 92-10)**、涼しい場所等で休憩し様子を見ることは絶対に行わない。



WBGT 値の評価と評価結果に基づく措置

表 1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値	
		暑熱順化者の WBGT 基準値 °C	暑熱非順化者の WBGT 基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記）：手及び腕の作業（小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け）：腕及び脚の作業（通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作）。 立位でドリル作業（小さい部品）：フライス盤（小さい部品）：コイル巻き：小さい電機子巻き：小さい力で駆動する機械：2.5 km/h 以下での平たん（坦）な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	継続的な手及び腕の作業〔くぎ（釘）打ち、盛土〕：腕及び脚の作業（トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両）：腕と胴体の作業（空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫）：軽量の荷車及び手押し車を押ししたり引いたりする：2.5 km/h～5.5 km/h での平たんな場所での歩き：鍛造	28	26
3 高代謝率	強度の腕及び胴体の作業：重量物の運搬：ショベル作業：ハンマー作業：のこぎり作業：硬い木へのかんな掛け又はのみ作業：草刈り：掘る：5.5 km/h～7 km/h での平たんな場所での歩き。 重量物の荷車及び手押し車を押ししたり引いたりする：鋳物を削る：コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動：おの（斧）を振るう：激しくシャベルを使ったり掘ったりする：階段を昇る：平たんな場所でする：7km/h 以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注 1 日本産業規格 JIS Z 8504（熱環境の人間工学— WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレス評価—暑熱環境）附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具的な例に置き換えて作成したもの。

注 2 暑熱順化者は、「評価期間の少なくとも 1 週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件（又は類似若しくはそれ以上の極端な条件）にばく露された人」をいう

注 3（参考 1）身体を冷却する服の着用をしていない等、特段の熱中症予防対策を講じていない場合における「休憩時間の目安」：暑熱順化した作業員において、WBGT 基準値～1°C 程度超過しているときには 1 時間当たり 15 分以上の休憩、2°C 程度超過しているときには 30 分以上の休憩、3°C 程度超過しているときには 45 分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましい。暑熱順化していない作業員においては、上記よりもより長い時間の休憩等が

望ましい。(出典)米国産業衛生専門家会議(ACGIH)の許容限界値(TLV)を元に算出。

注4 身体を冷却する服の着用等により、作業中の深部体温の上昇や休憩中の身体冷却の促進が図られるような場合については、参考1に示した休憩時間を短縮し、又は作業中止とするWBGT値を高く設定することも可能であるが、その検討に当たっては、以下、参考2に掲げる知見を踏まえたものとする。また、熱中症の発症や発症後の重症化の有無及び早さは個々の労働者の健康状態や作業態様によって大きく異なるため、10(2)オ(1)に掲げる「作業中の労働者の健康状態の確認」に当たっては、周辺で作業する作業者との間で2人1組で「バディ」を組ませて声かけ等により定期的に相互の健康状態や異常の有無を確認するなどにより、熱中症の未然防止や発症時の迅速な応急措置の実施に努めることが必要である。

(参考2)

- 適切な休憩の取得で体温や体液の正常化を図った上での、ファン付き作業服の着用は、作業時間を長くすることも可能である。温度30℃、湿度85%における運動実験の結果、ファン付き作業服の着用は非着用時と比較して同様の体温に到達するまで15分遅らせる効果があることがわかっている。
- 同実験の結果、ファン付き作業服の着用は非着用時と比較して推定発汗量が約20%減少させる効果があることもわかっている

表2 衣類の組合せにより暑さ指数(WBGT)に加えるべき着衣補正值(℃-WBGT)

組合せ	コメント	暑さ指数(WBGT)に加えるべき着衣補正值(℃-WBGT)
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	ポリエチレンから特殊な方法で製造される布地	2
単層のSMS不織布製のつなぎ服	SMSはポリプロピレンから不織布を製造する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏れから身体の前面及び側面を保護するように設計されている。	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	10
フードつき単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	11
服の上に着たフードなし不透湿性のつなぎ服	—	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合。フードなしの組合せ着衣の着衣補正值に加算される。	+1

注記1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正值は起こりうる最も高い値を示す。

注記2 SMSはスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの3層構造からなる不織布である。

注記3 ポリオレフィン、ポリエチレン、ポリプロピレン、ならびにその共重合体などの総称である。

熱中症予防ウェアラブルデバイス

# 熱中対策ウォッチ カナリアPlus®



Heat Warning Watch  
CANARIA Plus



**熱中症ゼロ達成企業多数!  
業界シェアNo.1!**

**厚生労働省  
「クールワークキャンペーン」中の  
熱中症対策に!**

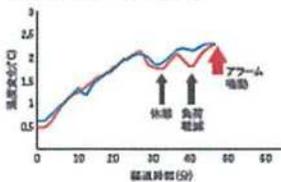
(準備期間:4月、実施期間:5月1日から9月30日)

## 選ばれる理由

### 理由1 高精度

大手製薬会社様との共同実験にて医療機器との精度比較を実施し、深部体温推定精度が医療機器相当とご評価いただいております。

当社デバイス(黒) —  
深部体温を計測する医療機器(白) —



### 理由2 簡単操作

一度電源ボタンを押したらあとは手首につけるだけ。充電や通信機能などをあえて搭載しないシンプルな仕様のため、現場に負担がかりません。

※充電不要・通信不要

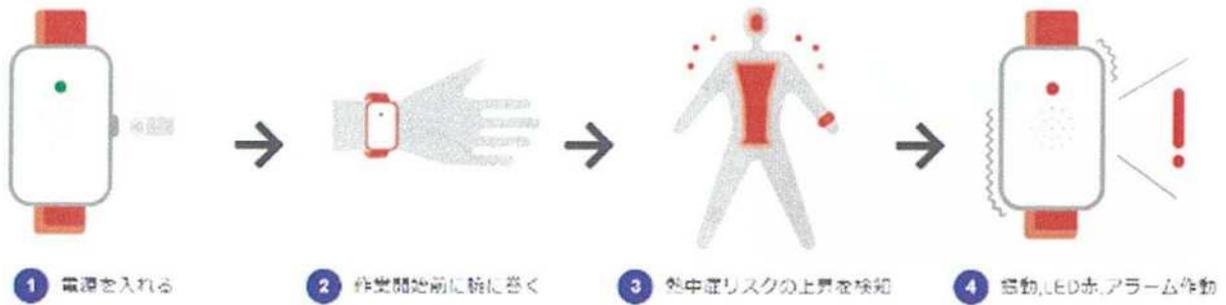
**5ヶ月間  
連続動作**

### 理由3 導入実績

建設業、鉄鋼業、石油業、自動車業などの分野で、フランスをはじめとする世界8カ国でご利用いただいております。

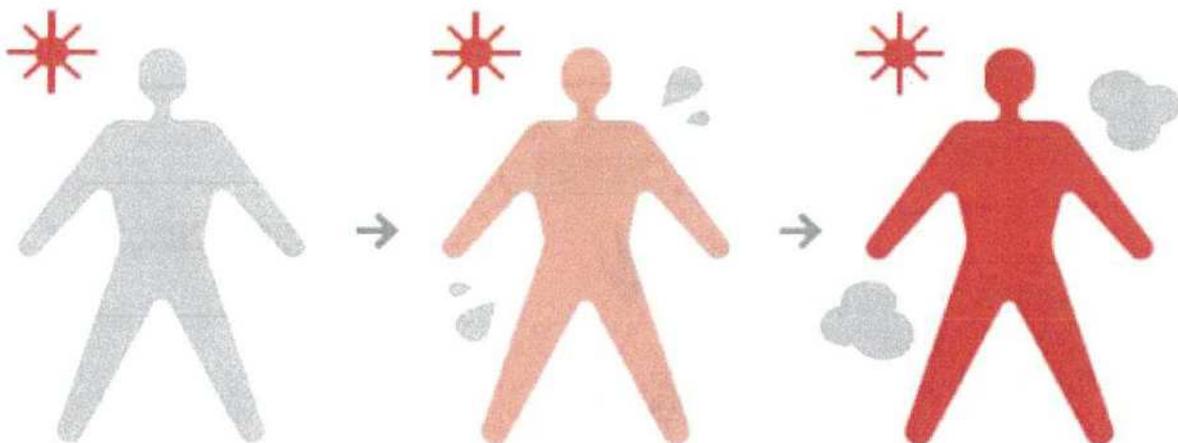


## 使用方法

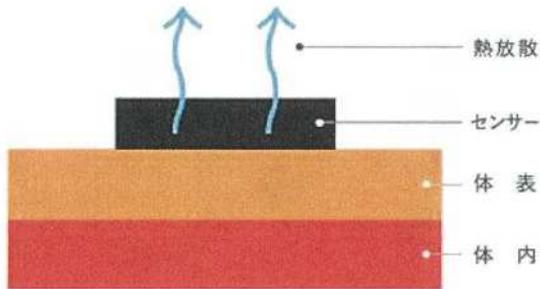


## 熱中症とは深部体温の上昇が原因

熱中症は深部体温の上昇が起点となって発症します。通常人間は汗をかくなどして身体から熱を逃がすなどして体温調節を自然に行っています。しかし暑い環境下で身体を動かしたり、暑い環境への耐性が低いと熱中症を引き起こす危険性があります。熱中症は年間約5万人が救急搬送されるなど社会問題となっています。

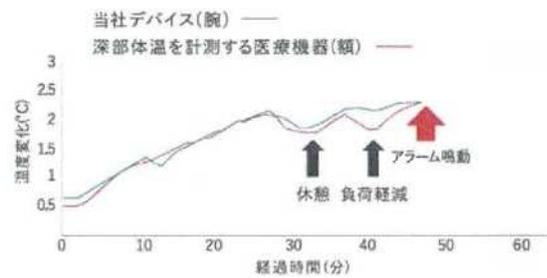


## 深部体温推定技術



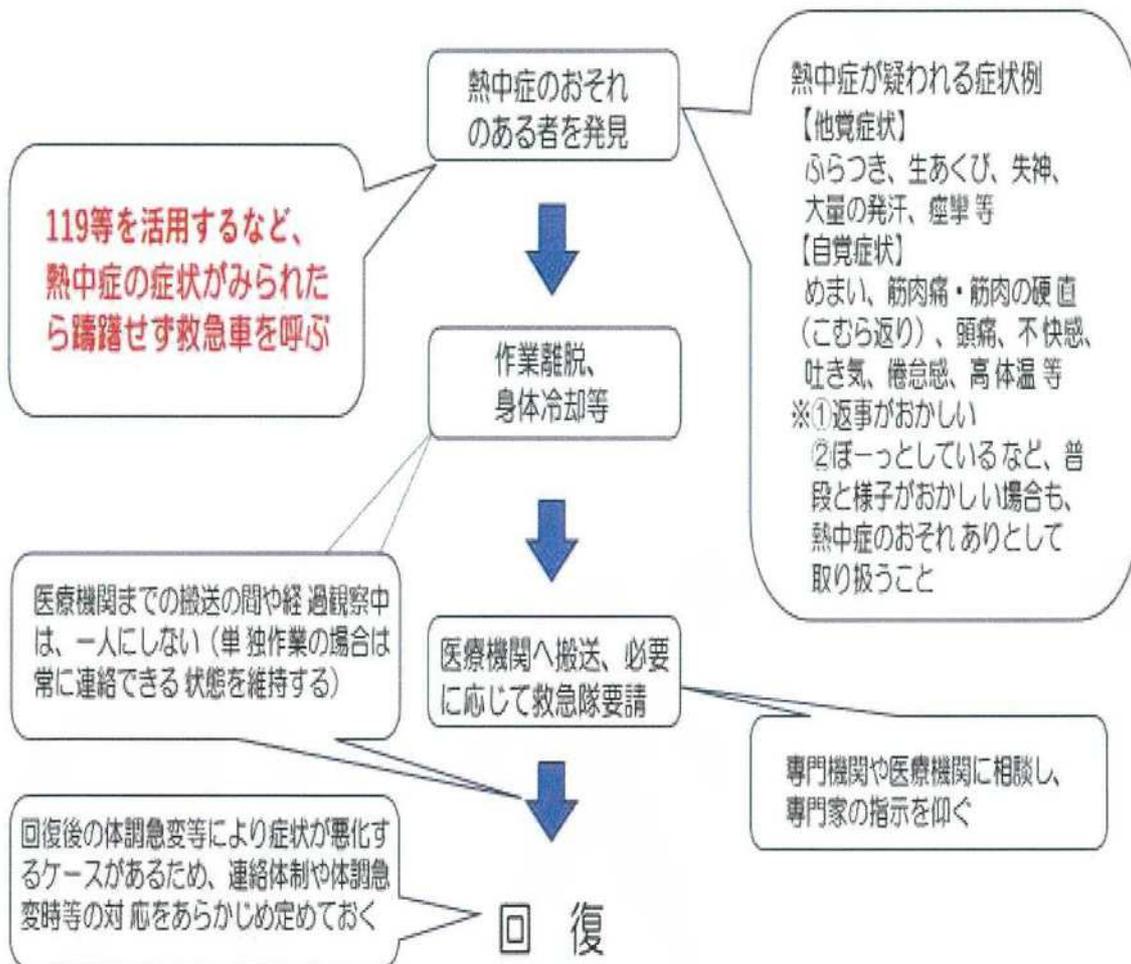
表面の温度や熱が身体からどれだけ逃げているかという熱の移動から深部体温を推定しています。気温や湿度を測定しているのではなく、人間の身体の中の温度を推定する技術です。

## 推定精度



体表面から深部体温を推定する当社デバイスで、暑い環境下での深部体温を計測する医療機器を用いた精度比較実験を行っています。大手製薬会社との共同実験でも推定精度を評価されています。

## ※2 熱中症のおそれのある者に対する処置（フロー図）



## 熱中症対策の万全 !!

### 気象庁3ヶ月予報発表！ 早めの「暑熱順化」で身体を慣らそう !!



### 「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」

#### ＜ キャンペーン期間 ＞

令和7年5月1日から9月30日まで

(重点取組期間 令和7年7月)



※ 挿絵は、厚生省HPから

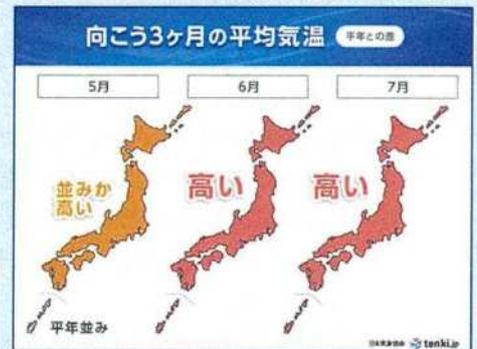
### ★ 気象庁発表 3ヶ月予報 (4/22付)

#### 【平均気温】

- 平均気温は、全国的に平年より高い見込み
- 5月から高温傾向で、6月、7月は早いうちから真夏の暑さ

#### 【降水量】

- 3か月を通して、北日本は「平年並みが多い」、そのほかは平年並み
- 7月、西日本・東日本は、梅雨末期の大雨注意



キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

**STEP 1** 暑さ指数の把握と評価  
JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般の暑さ指数(環境値)を参考とすることも有効

**STEP 2** 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減 暑熱期間に検討した設備対策を実施	<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備 暑熱期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装 暑熱期間に検討した服装を推奨	<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮 作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> ブレーキング 作業開始前や休憩時に涼しい場所を設ける	<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取 水分と塩分を定期的に摂取(水分を過剰に摂取しない等)を考慮
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応 暑に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途注意すること	<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応 次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥全範囲の皮膚疾患 ⑦低体温症
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを意識し、作業開始前に確認	<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認 意識を失った場合、呼びかけ、パルス(バイパルス)を確認させる 等労働者に対する健康状態を確認するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の対応 あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底 少しでも本人や周りの異常を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順に基づき適切に対応 ※必ず一旦作業を止め、安全を確認して退避することなどにより身体を冷却 ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急車を要請)	

### 熱中症の重篤化を防ぐため 安衛則の一部改正 !!

～第612条の2(令和7年6月1日施行)～

#### 必ず、全ての現場作業員に周知徹底する!!

- 熱中症を生じるおそれのある作業とは、  
**WBGT28度以上または気温31度以上の環境下で、連続1時間以上または1日4時間以上実施する作業**
- 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が、その旨を報告するための体制(連絡先や担当者)を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に周知する義務
- 熱中症のおそれがある作業員を把握した場合  
・作業からの離脱、身体を冷却、必要に応じて医師の診察または処置を受けさせること  
・緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先や所在地等熱中症による重篤化を防止するための必要な措置に関する内容や手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に周知する義務

※ 当社ルール～熱中症のおそれがある作業従事者は、直ちに病院に搬送して診察を受けること!!

### ★ 「チェック表」を活用して 熱中症対策の万全を !!

※ チェック表は、厚生労働省HPから

## 安全に一切妥協せず、一人ひとりが自ら行動できる安全文化を改革する。

※ 「安全」に対する社長指示事項



## 建設業の労働安全 ～安全は家族の願い、会社の望み～

きよはらのる  
清原 実

CSP労働安全コンサルタント

福岡大学を卒業後、ゼネコン(安全指導)などを経て、労働安全の専門家として、リスクアセスメントを主体とした安全教育・指導を行っている。国家資格保有のCSP労働安全コンサルタント。ユニークで活気ある講演、教育は居眠りする人がいないほど定評がある。

### ■職歴・経歴

1962年 大分県生まれ

福岡大学経済学部産業経済学科卒業後、ゼネコンに12年以上勤務し、安全管理の基礎を身に付ける。在職中、夜間で建設専門学校で建設知識を身につける。土木部及び安全部にて会社の安全指導(土木・建築・道路・軌道)に専念。その後、土木関係の専門工事業の会社(推進・薬注)に専門工事業者の経営管理者(専務取締役)としてと土業の個人事業とを兼任にて安全指導に従事。

建設技術者としても現場所長、監理技術者として任務を遂行 労働安全(特に建設業)におけるキャリアは30年以上の実務および実績があり、中でも推進工事、一般土木工事の安全衛生は専門である。最近では化学製品製造業・鋼材製造業・運輸業・倉庫業、清掃業にも顧問客を持ち安全管理指導を行っている。

高等専門学校の独立行政法人化の為の安全衛生診断の経験もあり、大手ガス会社の幹部職員、協力業者経営管理者を対象とした御依頼でヒューマンエラー(リスクアセスメント)の基盤づくりの現場指導、講演、企画立案も行っている。又、最近では、日本有数の大手鉄鋼系企業のリスクアセスメント安全会議にも出席、大手運送会社の安全講演会なども行っている。

### ■主な資格

労働安全コンサルタント(土木)

1級土木施工管理技士

第1種衛生管理者

危険物取扱者(乙4)

建災防職長・安全衛生責任者教育講師資格(新CFT)

労働安全衛生マネジメントシステム監査員(コンサルタント会)

CSP労働安全コンサルタント(ハイレベルコンサルタント)認定済

厚生労働省委託事業 リスクアセスメント担当者(管理者)研修 講師

厚生労働省委託事業 リスクアセスメント研修 講師

厚生労働省 福岡労働局 特別安全事業場診断員

国土交通省 建設従事者教育講師

国土交通省 安全衛生診断員(建設現場)

他

## 安全の誓い

職場で働く人々の安全と健康を守ることは、すべての企業活動の原点であり、労働災害・交通災害の撲滅こそ我々に課された重大な使命であります。

○ 我々はこの事を深く認識し、いま一度人命尊重の原点に立ち返り「自分の身は自分で守るとともに、仲間の身と家族の幸せも自分で守る」を基本にして、次のことを誓います。

- 一、職場の安全のために常に危険を予測し行動します。
- 一、仲間の不安全行動に対して、ためらわず注意し是正させます。
- 一、現場で決められたルールや作業手順を確認し遵守します。
- 一、打合せと異なる場合は、勝手な判断をせず相談します。
- 一、職場内で常に声掛けを忘れず安全意識を高めます。

令和七年六月二十六日

大神建設有限会社

代表取締役社長 大神 康司